

情報通信審議会 情報通信政策部会

デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会 第58回 議事録

1 日時：平成22年12月14日（火）10：00～11：20

2 場所：東海大学校友会館 富士の間

3 出席者（敬称略）

(1) 委員（専門委員含む）

村井 純（主査）、中村 伊知哉（主査代理）、浅野 睦八、雨宮 俊武、井川 泉、池田 朋之、石井 亮平、石橋 庸敏、伊能 美和子、植井 理行、華頂 尚隆、河村 真紀子、佐藤 信彦、椎名 和夫、関 祥行、高橋 伸子、田胡 修一、田辺 俊行、田村 和人、長田 三紀、福田 俊男、藤沢 秀一、堀 義貴、三尾 美枝子

（以上24名）

(2) オブザーバー

池田 正好（日本音楽著作権協会）、川瀬 真（文化庁）、畑 陽一郎（日本レコード協会）、平井 淳生（経済産業省）、村上 敬一（デジタルメディア協会）、大塚 隆広（テレビ朝日）、土屋 円（日本放送協会）、和知 隆寿（テレビ朝日）

(3) 事務局

新井コンテンツ振興課長

(4) 総務省

田中情報流通行政局長、原政策統括官、武井官房審議官、田中放送技術課長

4 議事

(1) 新コンテンツ権利保護方式の進捗状況について

(2) その他

【村井主査】 おはようございます。それでは、ただいまから情報通信審議会デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会の第58回の会合を開催させていただきます。

委員の皆様、お忙しいところをお集まりいただきましてまことにありがとうございます。本日のご欠席された委員、それから出席していただいているオブザーバーは、いつものように席上に配付された資料でご確認をお願いいたします。

さて、本委員会ですが、昨年7月の第6次答申の後、1年5カ月ぶりの開催ということで、大変間があきましたが、NHK・民放連が新コンテンツ権利保護方式推進委員会を設置して、この間の6次答申に基づいて、新方式に関する技術、契約についての検討を進めていただき、前回の会合で、いわばその方針が決まり、ご報告できる時期になったら開催をして、委員の方にご報告をいただくことになっておりました。今般委員の皆様にご報告できる状況になり、本委員会として放送事業者における検討状況に関するヒアリングを実施する運びになりましたので、本日はそのような会合として設置させていただきました。

それでは、まず事務局より配付資料の確認をお願いいたします。

【新井コンテンツ振興課長】 事務局でございます。資料として3点配付させていただいております。資料1としまして新コンテンツ権利保護方式の進捗状況について、参考1といたしまして検討委員会構成員名簿、参考2としまして中間答申の概要でございます。過不足等ございましたら、事務局までご連絡ください。

【村井主査】 ありがとうございます。

それでは、早速議事に入らせていただきます。今回は、今資料でもご説明いただきました新コンテンツ権利保護方式の進捗状況についてのご説明を、新コンテンツ権利保護方式推進委員会の土屋共同委員長、大塚共同委員長からこの資料に関する説明をお願いいたします。

【土屋オブザーバー】 NHKの土屋でございます。ただいまご紹介いただきましてありがとうございます。本日は大変貴重な時間をいただきまして、まことにありがとうございます。これから資料1、それから時々ご参照いただきたいのでありますが、参考2の主に12ページの部分をごらんいただきながらご説明を聞いていただければと思っております。

それでは、本文のほうの1ページをまずごらんください。座ってご説明させていただきます。1ページには先ほど村井主査からもご紹介ございました新方式の検討経緯について記しております。昨年の中間答申におきまして、B-CASカードの小型化、事前実装と並行して、いわゆるソフト方式の検討・導入が必要としております。これは参考2の12ページの上の部分、基本的な考え方の②のところに記載していることでございます。

本文に戻っていただきまして、四角の3つ目でございます。この中間答申を踏まえまして、放送事業者は新方式に関する技術概要の検討に着手いたしました。その後、先ほどご紹介いただきました推進委員会を設置しまして、4つございます。1つは新方式に関するARIB標準規格案及び技術資料案、これは技術規格ということでもくれるかと思えます。それからライセンス契約案、3つ目にライセンス発行・管理機関はどうあるべきか、4つ目に、それらをもってしてもなかなか担保できない部分について補完的制度はどうあるべきかということについて具体的な検討を行ってまいりました。

2ページをごらんください。そもそも新コンテンツ権利保護方式（新方式）の導入目的についてでございますけれども、これはもう既に先ほどの中間答申にも一部盛り込まれている部分でございます。B-CAS方式と並存する新方式の導入によりまして、コンテンツ保護にかかわる選択肢が拡大するという、それから、ワンセグではなくて、フルセグの携帯のほか、最近いろんな情報端末がございますが、多機能の情報端末など多様なデジタル受信機ニーズへの対応が可能になること、それから地上デジタル放送のコンテンツ権利保護——RMPと呼んでおりますが——に係る社会コスト全体、メーカーさんの実装のコストですとか、今のB-CASでありますとカード負担というものもございまして。それら全体の社会コスト、全体の圧縮が可能になることを挙げてございまして。

3ページをごらんください。新方式の技術検討の考え方と新方式の特徴を示してございます。1番目、新方式の技術検討の考え方では、中間答申を踏まえまして、既に規格化されているARIB標準規格、STD、スタンダードを方式のベースとすること、その上で必要なコンテンツ保護要件やコスト要件などのバランスを勘案して、方式を検討してまいりました。また今回、受信確認メッセージにつきましては、新方式の早期導入を図る観点から、別途の検討とし、運用開始時点では受信機への実装を求めないことといたしました。

次に（2）新方式の特徴でございますが、これについては参考2の12ページ、先ほどお示ししましたページの下部分、左側に既に技術的な概要の部分が書き込まれてございます。大枠のフレームは既にここで定められているということでございまして、基本的にこれに沿った内容を本文の3ページ、新方式の特徴の部分に書き記しているということでございます。

4ページでございます。これは先ほど申し上げました補完的制度、必要性のところを（1）に書いてございますけれども、今回の新方式は秘密情報、鍵情報などを、すべての受信機メーカーさんに開示する方式であります。したがって、秘密情報の漏えいリス

クを想定する必要があるという認識を述べた上で、技術と契約による漏えい防止にはおのずから限界があるということで、法改正、補完的制度の導入が必要という放送事業者の立場をここで述べております。具体的には（２）になりますけれども、著作権法、不正競争防止法、それから関税法のそれぞれにおいてごらんのような法改正が必要だと考えております。

一方で、政府におきましても「知的財産推進計画２０１０」に基づきまして、経済産業省産業構造審議会、及び文部科学省文化審議会でアクセス・コントロール回避規制の強化を検討中であるとお聞きしています。私どもとしては、これを引き続き注視していきたいと考えております。新方式の運用開始までにごこうした補完的制度が導入されることを期待しておりますけれども、もしこれが間に合わないという場合には、必要と判断されれば現行法のもとにおきましても、不正受信機等の輸入・販売等に関しまして法的措置も検討していくと考えております。

５ページをごらんください。この方式の運用の中核となりますライセンス発行・管理機関につきまして、現下、こう考えているということをお述べております。中間答申では地上放送、「基幹放送に係る公共的な業務に関わることにかんがみ、組織・運営上の透明性が確保されることが重要であり、独禁法等関係諸法令の遵守や、非営利性の確保等に配慮した運営が必要」とされております。現状では、法人の形態といたしまして一般社団法人を新設するという方向で検討しております。

一方で、新方式は先ほど申しましたようにスクランブル解除に必要な秘密情報を契約者に開示する方式でありまして、契約者に対しましては技術と契約による抑止力を講じるとともに、高度のセキュリティー管理を要請する内容になっております。したがって、それを要請する側のライセンス機関につきましても、契約者と同等以上のセキュリティー管理を講じる必要があると考えておりまして、一方で極めてライトウエイトな組織でありながら、セキュリティーレベルとしてはかなりのものが要求されるという難しいバランスをとる必要があると考えております。

主な業務内容を４番に箇条書きにさせていただきます。本日のご議論を踏まえまして、全体方向についてご了承いただけましたら、なるべく早期に立ち上げる方向で関係者をご相談してまいりたいと思っております。

６ページをごらんください。これは受信機メーカーさんとのライセンス契約案のイメージをお示したものでございます。基本方針としましては２項目でございます。１番目、国

内外を含め、すべての受信機メーカーさんに対しまして、契約内容及びその手続につきましては、公平性と透明性の確保に留意するということでございます。それから2番目として、善意の視聴者に影響を与えるような運用上のオペレーションは行わない、善良な受信機メーカーさんにとって過大とならないように配慮するということで、これも既に中間答申に盛り込まれている方向を確認したものでございます。

契約内容につきましては、現在契約の相手方として、受信機を自社で製造販売するメーカーさん、チューナーメーカーさんも含みますが、それと受信機を他社で製造して自社ブランドで販売する事業者の方たちも今想定をしております。このライセンス発行機関の運用が軌道に乗りました段階では、部品メーカーさんですとか、ライセンスを受けて製造するメーカーさんなども対象に含めていきたいと考えておりますが、当座、発足当初のところはかなり業務量がかさむであろうということで、現在のところ契約相手としてはこういうメーカーさんを想定しているということでございます。

それから、契約条件としましては内外無差別ということでございますが、契約を誠実に遵守し、日本国内市場向けの地デジ受信機の製造もしくは供給、及びアフターサービスを継続的に行う能力を現に有していることを表明・保証していただければ、国内外を問わず参入は可能ということで条件を考えております。

以下のご説明は割愛させていただきます。

7ページのライセンス発行・管理機関の関係図、これはライセンス発行・管理機関がどのような位置づけで、どのような契約を結んでいくかということでございますが、大まかな図は既に中間答申に枠組みとして盛り込まれておりますので、ご説明は割愛させていただきます。

8ページには受信機側の搭載メリットと、それから導入時期にかかわる部分でございますが、送出設備の改修について記してございます。受信機側の新方式の搭載メリットは冒頭の導入目的ともかぶる部分でございますけれども、いわゆるソフトウェア方式でございますので、商品設計・スペースの自由度が上がる、特に車載受信機などの場合は耐振動性の面でメリットがある、それから全体のコストが低減できるなどのメリットがあると考えております。このため、冒頭のほうで申し上げましたフルセグの携帯電話、それからカーナビ、パソコン、固定型のテレビ等々、さらにはゲーム機などにも搭載されるものと想定しております。

また、導入時期にかかわる部分として、放送局の送出設備の検討を行ってまいりました。

送出設備メーカーに、送出設備の改修のコストとこれにかかる期間を確認しており、今の段階でございますけれども、STD及びTRが策定された後、15.5カ月から18カ月というお答えをいただいているところでございますが、さらにこの短縮とコストの低減をお願いしている段階でございます。

以下、参考1、2とつけておりますのは、別紙の参考2とダブっておりますけれども、中間答申の抜粋でございます。それから参考2のところは、私どもの検討体制を示してございます。

以上、駆け足でご説明してまいりましたけれども、本日のこの場で大筋のご了解をいただけましたならば、速やかに技術規格の策定作業に入りたいと思っております。ご議論のほどよろしくお願い申し上げます。

【村井主査】 ありがとうございます。ただいまは、以前議論しておりました新コンテンツ権利保護方式ということで、技術に関する状況の取りまとめ、それから新方式を運営するための組織のあり方に関し、ご説明いただいたと思います。

それでは、残りの時間はいろいろな皆様のご意見、質疑応答に充てていきたいと思えます。どなたからでも結構ですので、どうぞ、お願いいたします。

どうぞ、河村さん。

【河村委員】 一番最初にしゃべるつもりはなかったんですけども、村井主査と目が合ってしまったので。

デジコン委員会が開かれないで非常に長い時間が過ぎまして、中間答申に書かれたことを粛々と進めていたということではございますけれども、私は今日のご発表については事前にご説明もいただいたんですけども、このようなことが委員会といいますか、何でしたっけ、この団体の名前は。新コンテンツ権利保護方式推進委員会さんですか、そこでこういうようなメンバーで、ここまで固まってから出てきてどうですかと言われるというプロセス自体が、デジコン委員会が頻繁に開かれていたところに私たち消費者代表も含めて確認されていたこととは違うのではないかと。逐次、途中の段階で、技術のことがわからないとしても、この景色はコピー・ワンスが決められたときの景色とすごく似ていると私は思っていて、中間答申どおりだと言われても、非常に遺憾に思っております。

そのことは多分ほかの消費者代表の方もおっしゃるので、その辺でやめておきたいんですけども、もう1つ非常に今日、この間のご説明にはなかったことでびっくりしたことは、委員会からの、4ページの補完的制度のところに法改正のポイントという、ご要望な

んでしょうが、著作権法の改正、不正競争防止法の改正、関税法の改正などがありますけれども、これを見て私はびっくりいたしました。

うまく説明できるかどうかわかりませんが、B-CASに並ぶというか、B-CASに変わるといいますか、当初はかわると言っていたような気がします。そういうことを考えていったときに、いろいろな方法がありましたが、1つに制度的なエンフォースメントという話がありました。でも、制度的エンフォースメントには多分メーカーさんなんかの非常に強い反対があるようだったので、ほとんど話し合われなかった記憶がありますが、これは、ここまでするんだったらスクランブルなんかかけずに、もともと制度的エンフォースメントでやれば、ダビング10のような著作権保護技術を守りましょうと制度でやれば済むことで、ここまで法律でやろうというんであればばかばかしいぐらいな、スクランブルをかけて、それを解除して、アクセス・コントロールを法で規制してとか、何でそんなことをする必要あるのかと。全部シンプルにして、著作権保護技術を守ればいいだけではないですか。世の中はどうなっちゃっているんだらうと愕然としております。

今ご説明を受けたようなソフトウェア方式にして、このような法改正とセットということであれば、私は改めて大反対いたします。

以上です。

【村井主査】 2点あったと思います。審議の間が長くあいて、それはコピー・ワンスのときと同じではないかという話と、それから補完的な制度、この説明も初めてお聞きになって、これはスクランブルとの関係、放送スクランブルして保護しているのだから、補完的な制度がきちんと整備されるならスクランブルなどはする必要ないではないかと、この2点です。いかがでしょうか、この件に関しまして。

土屋さん。

【土屋オブザーバー】 まず後ろのほうでありますけれども、4ページのところをごらんいただきたいと思いますが、こういった補完的な制度を求めていくという立場で書かせていただいておりますので、当然のことながら制度的エンフォースメントが全うされるのであれば、今ある技術の方式、それから契約による方式というところについては再考する必要があるだろうと考えております。ただ、これが今現実にはこういう形になっていないということでもあります。

河村委員がおっしゃるように、私どももコピー・コントロールを守っていただきたいということをお願いしていることとさせていただきます。スクランブルをかけることが目的ではござ

いませんので、そのところについては、制度的エンフォースメントが仮に実現された暁には別の形があり得るのであろうと考えておりますけれども、今現在の制度的な仕組みとしてはこういうものを引き続き求めていくという立場をとっているということでございます。

それから、長く時間がかかったということなのですが、今日はあっさりご説明をしてしまいましたけれども、3ページの新方式の技術検討および特徴のところの、いわゆる技術の規格につきまして、スタンダード、テクニカルリクワイヤメントと呼んでいますTR、それぞれについてかなり膨大な書類をつくって、規格として定めてきたということでございます。非常に時間がかかり過ぎたというおしかりであれば甘んじて受けますけれども、現行のB-CAS方式との共存関係、既に1億台の受信機が出ております。これに悪影響を及ぼすようなことがないようにということもございまして、検討に非常に時間がかかったということでございます。

【村井主査】 はい、どうぞ、河村さん。

【河村委員】 4ページのことについて、こういう制度が整備されれば内容を再考するというおっしゃり方だったんですが、それは非常に私は納得できません。ここに書いてある内容は、スクランブルをかけた上で、今回の新方式とソフトウェア方式が守られなかったときのことを考えてアクセス・コントロールのことを書いてらっしゃいます。これはスクランブルをかけないで、いわゆる純粹にコピー・コントロールのほうだけを守るという意味で制度を入れるとしたら、この制度じゃないはずなんですね。しかも、この制度は要らないはずなんです。ですから、これが整備されればスクランブルはというおっしゃり方は違うと思いますということだけ申し上げます。

【村井主査】 はい、池田さん。

【池田委員】 池田でございます。新コンテンツ権利保護方式の制度ワーキングというところで補完的的制度について検討してまいりました。その主査をやっておりました立場から申し上げます。

そもそもこの補完的的制度は、資料の参考2の12ページの、先ほどご説明ございました部分がございますが、これの右側に契約、②というところがございます。新方式については、「コンテンツ保護に係るルールを遵守する者のすべてに対し、コンテンツ保護に係る技術仕様の開示を制限しない」方式であることから、受信機実装に必要な秘密情報が漏えいする一定のリスクの存在を前提として、諸条件を検討することが必要ということがござ

います。そもそもこういう弱点を内包した技術が初めから提案されている、これが第6次中間答申でございます。

河村委員がおっしゃいますとおり、制度的エンフォースメント、つまり法律ですべてを規制する、コピー・コントロール等のダビング10も法律で規制すればいいじゃないかという意見ももちろんございましたし、我々もそれに反対するものではございませんが、前回の第6次中間答申に至るまでのこの委員会の技術検討ワーキングの場で、メーカーさんも入っていただいて、まず技術と契約についてとことん議論をします。その先にどうしても技術と契約でカバーできないのであれば、制度的エンフォースメントを検討するというような整理になっていたと思います。

今回の第6次中間答申での提案というのは、技術と契約の中においてもカバーできない部分を制度で補完すると。つまり制度的エンフォースメントだけに頼るのではなくて、河村さんがおっしゃるような究極の制度的エンフォースメントではなくて、技術と契約とそれをカバーする意味での補完的な制度という意味でございますので、その、いわばあいた穴をどのように埋めるかということを我々はこの委員会から宿題として与えられた。その中でどのような法律改正があれば、この技術と契約の中であいた穴、今回の第6次中間答申でご提示いただいた新しいソフトウェアに関する方式、B-CAS方式に並ぶ方式の穴を埋めるための法改正を考えたということでございます。

それにおきましては、今回の方式における最大の弱点であります秘密情報を開示してしまうところ、つまり秘密情報が漏えいしてしまう危険性を内包しているところを、一たん秘密情報が漏えいしてしまえば、それを防ぐことは技術的には難しい、契約としても難しい、そうすると制度でやるしかないということで、現行の法律で言いますと、不正競争防止法においてアクセス・コントロール回避は規制がされておりますが、正直それでは弱いところがございます。それが資料1の4ページ、(2)の②、不正競争防止法の弱い部分をこのように埋めたらよいのではないかという提案でございます。

それから、当然権利保護でございますので、そもそも著作権法で考えるべきであるということもございます。著作権法は残念ながらアクセス・コントロールについては一切規制対象としておりません。我々としては著作権法でこれを規制するか、もしくは不正競争防止法で規制するか、これに加えて、このいずれの法律でも稼動していない水際規制というものも導入すべきではないかという提案をさせていただいたということでございます。

(3)にございます政府における検討状況というのは政府のほうからご説明いただきました

と思いますが、こちらの検討と我々の要望とが全く一致しているということでもございません。我々は我々で政府のほうに要望している一方で、社会的にはいわゆるアクセス・コントロール回避が非常に大きな被害を及ぼしているという認識のもと、いろいろな業界からアクセス・コントロール回避に対する規制を強めるべきではないかという意見があったと聞いています。

それを受けまして、「知財推進計画2010」が書かれ、それから経産省では産業構造審議会、文科省さんでは文化審議会でアクセス・コントロール回避規制の強化を検討していると伺っておりますので、我々としましては、今経産省さん、それから文化庁さんで検討しているアクセス・コントロール回避と、この新方式の法改正とが全くストレートにつながっているということではないと理解しております。ただ、我々の求めているものと、それから政府において検討しているものが同一線上にあることは事実だと理解しております。

以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。そのほか何かございますか。

はい、長田さん。

【長田委員】 時間がとてもたちましたので、前回何を我々が求めていたのかというのをちょっと振り返ってみました。今日ご説明いただいた新方式の中で、やはり幾つか違うなと思うところがございます。1つは、まずB-CAS社1社にライセンスの発行・管理が任されている現状の問題点がずっと指摘されてきたわけですがけれども、今回この新方式がもし導入されたとしても、B-CAS社のその問題は全然解決しないのではないかとというのが1つ。今日いただいた図を見ていまして、前回の中間答申のときと比較しますと、B-CAS社が書かれている、書かれていないという差がありますけれども、そのところがよく見えてこないこと。

それから、何よりも今回のこういう対策をとるのは、来年の地デジ化のために、消費者にいろんな商品選択の枠を広げて、コストを低くさまざまなものが選べるようにする、だから、急いでやらなければいけないというところで、幾つか議論の積み残しはあったものの、これでいってみようというご提案が中間答申で行われたと思うのですが、全く間に合わないのであれば、そもそものところをきちんとむしろ議論して、先ほど河村さんがおっしゃったみたいに、どうして地上放送にスクランブルが必要なのかというところからきちんと議論したほうが、よほど無駄なコストはなくなるのではないかと思います。

今回も、結局家庭に置く大き目の受信機はB-CASカードで、小さいものとかカーナビとか、そういうものに今回の新方式ということで、並存のままでいくのであれば、あまり何も解決、結局はしなかったというご提案が1年以上おくれて行われたということで、とても残念です。そのことはきちんと忘れないでおいていただきたい。何を我々が求めているのかというのをもう一度再確認して議論していただきたいと思いますし、先ほど河村さんがおっしゃったみたいに、ここまで固まって、制度への要求も全部書かれたペーパーが出てくるのは、非常に消費者側の委員としては本意ではないということもお伝えしておきたいと思います。

【村井主査】 1点目、B-CAS社1社である、あるいはそのあり方ということが議論になっていた問題は解決していないのではないかという問題。

それから2点目は、デッドラインとしての来年の完全地デジ化というタイミングはありますが、基本的にはそれに間に合わないという点、それから大きなテレビはB-CASのまま、小さなテレビが新方式だというのならば、スクランブルをかける、それからコンテンツ保護の方式、こうしたものそもそも論に戻って議論してもいいのではないかというお話だったと思いますが、これに関してはいかがですか。

【高橋委員】 私も今のお二方の意見に同感でございます。時間がかかり過ぎた上に、非常に唐突な形で、不本意な部分を多く秘めながらこういう報告がなされたと認識しております。あまりにも誠実さが無いのではないかと。

私はこの夏、そもそもデジコン委員会は消滅したのか、続いているのかということ、それから、ソフトウェア方式はどうなっているのですかということを経済産業省のほうで質させていただきました。それで、村井先生のほうから、できるだけ早くご報告する形にしたいとおっしゃって、それがまた半年近くたっての今ということになっていて、私は村井先生がご苦労いただいているのにこんなことを申し上げるのは本当に失礼だと思うのですが、その裏にはいろんなことがあったんだろうなと想像せざるを得ないわけです。

昨年の12月に、この段階なのであれば検討の余地はあったと思うんですけども、今日は私、遅参してきたのでいつ普及しますというご表明があったのかどうかわかりませんが、この方式を我々が進めることに対して同意したのは、少なくとも完全地デジ化の1年前にはソフトウェア方式の商品化がされて、消費者がきちんと選べるのが大前提だったと思うんです。それが今まさにエコポイントを含めて、地デジ化の仕上げに向けて無理やり現行方式のまま動いているような状況です。消費者が新商品が出てきてときに、

何かだまされたとか、大事なことを知らされなかったと思うことは、これにかかわった者としては大変不本意でございます。

そもそもこれを検討すると言った後のメーカーさんの対応を見ていますと、とにかくB-CASのミニが出るのがばかりが報道されていたわけです。誠実に消費者のほうを見て、利用者の利便性ですとか、選択肢の拡大ということを考えてご対応いただいた結果のご報告だとは今回認めがたいところがございます。ですので、そもそも最初と話が違いますよと言わざるを得ないということです。

【村井主査】 はい、椎名さん。

【椎名委員】 お話を伺っていて、消費者の方々のご意見というのは、ちょっと後段は違うんですけども、前段は全く同じ意見です。消費者も権利者もこういう技術に知見があるわけではなくて、いろいろ用意されたパワーポイントを見せられて、これでいかがでございましょうかと言われて、あ、そうですかと言うしかないわけですよ。そういうことがまた繰り返されたのかなという気がします。

少なくともデジコンで行われたダビング10の検討は、素人である消費者並びに権利者が入って、3回だの10回だのという話も含めて、四方一両損の話までして、一方でなかなか袂を脱がないメーカーさんがいて、メーカーだのJ E I T Aだとかいう変な話がありましたけど、平場でこういうことを話した実績を僕らは持っているわけです。また穴蔵でこういう話が行われて、きれいにポンチ絵になったものを持ってこられて、これですばらしいでしょうという話をされて、いいか悪いか言ってくださいという話なんですよね。これはやっぱり専門家が穴蔵でいろんなことを決めて審議会に上げていくという構造に戻しちゃいけないと思うんですよ。ステークホルダーである人が素人だったとしても、そこで自分の意見が言えるような機能を確保しておくことが非常に重要なことだと思うし、そういう意味では新方式の話の出てきた経緯というのは筋が悪過ぎるような気がいたしました。

そこから先はちょっと消費者さんと違ってくるんですけど、ご承知のとおりコンテンツ保護ルールの話から始まって、10回と決まった経緯の中には対価の還元という話がありました。第4次答申、第5次答申と経て、その対価の還元は一切果たされていないわけです。さらに裁判にまでなっている。そんなところで、こういうところで、何ですか、旅館を建て増したいんですけどみたいな話は、正直言ってあまり関心がないと言えば関心がないわけです。いいも悪いもないのかなと、置き去りにしたままになっていることをそのままにして、穴蔵でこういうことを決めていいのかなという感じを一番強く思っています。

す。

それから、制度に関する話ですけれど、僕らの聞いた説明は、カードからソフトウェア方式というか、新方式に移行する段階で敷居が低くなってしまふ、弱くなってしまふ部分がある種制度で補完する必要があるんだという説明を聞いた記憶をしていて、そういう趣旨でご説明になったものと思います。B-CASカードと新しい方式を並存させていく意味で、リボークの問題とか、やはり方式全体としてある種の脆弱性を伴ってくる部分を補完する意味で制度が必要だという観点をご説明されたので、そこは我々としても制度の充実をお願いしておきたいと思います。

以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。そのほか何かございますでしょうか。

はい、浅野さん。

【浅野委員】 大分時間がたってしまったので、以前にどのような議論をしていたのか正確には覚えておりませんが、私の記憶ではこの問題の検討方法について、1つはB-CASカードからソフトウェア方式に変更し、契約を含めて純技術的な観点から解決策を模索する方法と、もう1つは純制度的に制度だけで解決を図るとしたらどんな問題があるのかという2つの方法があったと思います。最初に、制度だけで解決を図るエンフォースメントについては、当時皆さんの合意が得られなかったので、先にソフトウェア方式における技術的かつ契約を含めて検討することを先行させたと理解しております。

そのときにソフトウェア方式の解決案が出てきたら、その次は純粹に制度的エンフォースメントだけで本当に解決できるかどうか議論するはずだったと思います。そして、その両方の解決策でも弱点があるのであれば、両方をミックスする形で検討していけば良いのではないかという議論の順番があったような気がします。

今回の発表は、1番目のソフトウェア方式に関する検討結果が示されたものと思います。純粹に制度的エンフォースメントだけで解決できるのか、できないのかという2番目の議論はまだしていなかったのではないのでしょうか。今回の発表は、1番目の検討結果を飛び越えていると思います。最終的な結論としては、こんなところになると思いますが、2番目の議論が抜けているという感じがします。

【村井主査】 議論の順番の問題ですね。技術と契約、それで制度的なエンフォースメントとのいろいろな組み合わせ論、それから順番論ということで議論していたが、その議論の順番は正しいのか、昔議論していたとおりなのかというご質問だと思います。

藤沢さん、お願いします。

【藤沢委員】 今の浅野委員がおっしゃったことを補足する形になるかと思えますけれども、今日の資料の参考2の中間答申概要の13ページに具体的なプロセスという形でまとめられておまして、その②に「今後の進め方として、新方式の運用開始を目指し、まずは技術と契約によるエンフォースメントにより対処できる範囲の検討を進め、新方式の内容の早期明確化を図る。その後、新方式の運用開始までに、適切な場で、現行法制度の実効性を検証した上で、補完的制度の可否を含め検討を開始し、進める」ということが具体的なプロセスとして中間答申でうたわれているので、これに沿って放送事業者は進めたつもりですということが1点。

それから、その④の1)は運用規定、技術規格をつくるということが書いてあるんですけども、2)のところ、上記技術方式・運用規定にあわせて、放送事業者等関係者において、契約だとかいろんなことをやっていきますよという手順があって今まで進めてきたと。時間がかかったことは、さっき土屋さんから出ていたように申しわけないということなんですけれども、一応中間答申の考え方に沿って我々は進めてきたということを補完させていただきたいと思えます。

【村井主査】 では、高橋さん。

【高橋委員】 時間がかかったことは申しわけないとおっしゃるのですが、13ページの④のところに年内を目処にという文字が入っていて、これがコンセンサスだったんですね。それが1年おくられていることがどういうふうに影響しているのかということはよく考えていただきたいと思えます。去年の段階でこれが出ていたら、浅野さんがおっしゃったような手順が考えられたんですけども、もうここに来てしまったら滑り込みましようみたいな段階になっていることに納得がいかないということでございます。

【村井主査】 河村さん、お願いします。

【河村委員】 先ほど推進委員会の方が発表なさって、補完的制度的ことを、我々はこれを求めていきますとおっしゃったのがすごく気になる。「我々」ってだれですかと。もし、新コンテンツ権利保護方式推進委員会が新コンテンツ権利保護方式を決めて、我々はこれを求めていく。でも、これが今日もしかしてすんなりと反対が出なかったからこれで進むというとき、この補完的制度的も「我々」イコールデジコン委員会が求めていくということになるのであれば、そんなこと、大変困ります。きちんと審議というか、話し合いをする場も全くなく今日初めて見て、我々はこういう補完的制度的を求めていきますという話

になるのは本当にやめていただきたいと思います。

昨日たまたま文化庁のほうの著作権の分科会があったのですが、アクセス・コントロールに関しては問題がたくさんあります。ユーザーが行う合法的な行為もできなくなってしまいう内容をいっぱい含んでいまして、そうでなくても著作権法においてユーザーは、それを破って悪いことをしている人がたくさんいることもわかっていますが、合法的に許されている範囲って本当に少ないんです、日本の著作権法は。何もできない、何もかもが真っ黒と言ってもいいぐらい。だから、違法状態からグレーのところまでほとんど真っ黒なんですね。それをますます縛るんです。

例えば自分でつくったソフトウェアを何か機器で使おうと思うときの合法的な行為まで、こういうことをつくっちゃいけないとか決めることによってどんどん縛られて不可能になっていきます。そういう問題を含んでいますから、「我々は」イコール「デジコン委員会」これを要望しますみたいな話にだけはしないでいただきたいと思います。

【村井主査】 土屋さん、お願いします。

【土屋オブザーバー】 今の河村委員のご指摘の部分のみお答えいたしますが、4ページのところにつきまして、ご説明の際に放送事業者の立場を述べたものと申し上げましたので、よろしく願いいたします。

【村井主査】 その他いかがでしょうか。

それでは、しばらく手が挙がりませんので、私の理解を取りまとめ役としてお話をさせていただきます。まずは、ご意見どうもありがとうございます。まだ時間がありますが、これまでのところ幾つかの話がありまして、まずは大体の方にご指摘いただいた、遅いではないかという話ですが、高橋委員が、情報通信審議会で私がほかの件で発表をしますと、「ところであれ、どうなったの?」とちゃんとご指摘をしていただきまして、それでそれも「どうなったの?」の意識を私は十分持っておりました。したがって、そういう意味では事務局とはずっと調整を続けておりました。

時間がかかったというご指摘はごもっともで、そういう意味では13ページの、高橋委員、年内を目処に進めていきというプロセス論の、つまりそもそも年内に落としているわけですから、その問題、責任というか、そこから派生する変更というか、そういう問題はどうなるのかとおっしゃることは合理性のある意見であると思います。

しかし、先ほど藤沢さんご指摘のもう1件のロジックの話、基本的にはこれは相当前を、思い出していただきますと、私は技術部会の方で技術の検討をしていただくところにずっ

とつき合っておりまして、技術の内容としては大体のソフトウェアの方式、つまりスクランブルをどうするのか、鍵をどうするのか、それから受信機の方で、責任分解点をどこにして、鍵のライセンス発行機関をどのようなイメージでやっていくのかという、大体のイメージと骨格の議論をかなり詰めていただきまして、それはこの場というよりは技術の検討部会ということだったと思います。

それで、そこで詰めた結果をご説明したということです。なぜこれを分けたかと申しますと、これは非常にディテールな技術的な内容になりまして、そのこと自体が、例えばいろいろな言葉として、社会の中で皆様にわかっただけの言葉になるのかどうかということの、いわばプレゼンテーションなり表現の問題をどのようにすれば、技術的な理屈ではなくて社会的な理屈というか、そういうことになるのかという議論に大変時間を使ったのを覚えております。そもそもこういったソフトウェアの方式はどうして必要なのか、B-CASとの併存がどうして必要なのか、そういうあたりのことが少しわかりやすく議論されるようにしたと思います。

これは最初にご指摘がありましたように、河村さんからのご指摘、あるいは椎名さんからのご指摘もそうだと思いますが、以前話したときは、例えばダビング10のときも非常に長い時間をかけていろいろな理解を進めて、それである合意点に達したと思いますが、そういう意味で、今回時間があいたのは、重ね重ね私自身も不本意なところがあるわけです。しかしながら前回の、これで準備ができたなら審議会として皆さんのヒアリングをしましょうと決めるまでの間、そもそもソフトウェア方式、新方式はどういうものであり、そして技術的にそれを詰めれば進められるというに至る議論は、できる限りの努力をし、方針としてここに書いてあるようなプロセスに対する合意が出たということだと思います。この期限、年内を目処というところは守られておらず、目標を落としておりますが、プロセスとしてはそういった議論があったということだと思います。

それでスクランブルをどうするのか、それから制度での補完をどうするのか、あるいは技術と契約との関係がどうなるのかということは、議論した内容に沿ったヒアリングの内容になったのではないかと思います。

ただ、やはり幾つか難しいところもありまして、確認したい点があります。1つは、変わったことが他にもう1点ありまして、皆様のご指摘の、時間がかかったとか、来年の7月に間に合うのかという状態もありますが、もう1つ、そもそも何故ソフトウェアの方式をしなければならなかったのかという1つの大きな分岐点というのは、小さい、つま

りB-CASカードを入れることができない、小さなB-CASカードであれ、シュリンクラップの契約とは違う契約形態で、小さなデバイスに対して、テレビがフルのデジタル放送が受信できる状況が起こるのではないかということで前回議論していたわけですが、これはダビング10のときに、3掛ける3足す1といった議論で10を議論していただきまして、そのときもポータブルデバイスの議論は大分出ておりましたが、そのときはリアリティーではありませんでした。

ですが、今となつてはそれは非常にリアリティーになりまして、今日、資料の方でも示していただきましたが、例えばカーナビやお風呂に組み込まれているテレビのようなものがどう映るのかというようなこと、組み込みのテレビにはB-CASを入れにくいということで議論も出ていましたが、日本の技術力のたまものとも言えますが、ディスプレイのクオリティーがどんどんよくなりまして、フルセグメントの地上波の受信マーケットが急激に育ってきているという背景があります。そういったこともターゲットに、このソフトウェア方式は考えられているということがあります。

一方では、さっきの長田さんのご意見で、大きいテレビはB-CASで、小さいテレビは新方式なのかという話がありましたけれども、これも前回の議論の中ではB-CASは3波共用のところで生き残って併存するだろう。新方式はデジタル専門のテレビがある。大きくたって、B-CASでいえば青カード、これはスペースのセーバーということではなく、いわばコストのセーバーという役割で、大きなテレビであっても、地上波だけのテレビであれば新方式は活躍する場所があるだろうという話で議論が進んでいたと思います。

技術的な議論の流れとプロセスとしての流れというのは、技術的、あるいはその役割、全体のブロックダイアグラム、ライセンス発行機関の役割、ベンダーの役割、それから放送局の技術の変更、そしてデバイスの発展というようなモデルに関しての議論は、この間、前回の会議のときまでに技術的なモデルは十分行われていたと思っていて、そのことに関しての技術のSTD、TRとしての取りまとめができた時点で皆さんとヒアリングをしましょうということでしたので、そのときの宿題であった技術的な内容、あるいはブロックダイアグラムとしての内容を今日お示しいただいたという理解をしています。3回目ですが、何度も書いてあるのでついつい読んでしまうのですが、タイミングに関しては、私は高橋さんのおっしゃっていることに賛成です。

それで、最後に対価の還元とか制度の問題です。これも、我々はこういう制度ができればいいということではないと思います。それから、浅野さんのさっきのお話、私もこれは

事務局に確認していただいた方がいいかなと思います。つまり、基本的には地デジのスムーズな導入ということがもちろん大枠の背景にありまして、そのためにこの新方式というのが出ました。したがって、新方式が地デジの開始に間に合わないというのは何なのよという、この意見はもっともだと思います。

しかしながら、こんなことを私が申し上げていいのかどうか、オフレコで。と言ってもオフレコになるわけありませんが、今日お示しいただいたスケジュールで本当に間に合わないかどうかは、ある程度アクセラレートしていただけるということも含めて、どの時点を以てして間に合わないと言うのかはわかりませんが、その話は、私は個人的にはまだ、デッドラインということから言えばある程度のエフェクティブな時期にできればいいと考えています。

それで、補償金と制度の話は、私の理解では、これはさっき直して頂きたいと言った部分は、基本的には技術、契約の方式と、いわば制度でコントロールしていく方式があります。そういった流れの中で、もちろん来年というデッドラインもありました。それから、その中でほかの要項、つまり新しいデバイスの出現やマーケットの出現もありました。そうした背景でこの方式を進めようということになっていて、その際には、まずライセンス発行機関、あるいはそういった仕組みがほんとにできるのかということを考えて上で制度の補完を考えることになっていたと思います。これは幾つかの答申で同様表現が出てきています。また、コンテンツのリスペクトや補償金などにつながる議論だと思います。

ただ、議論する場所が他にあるのなら、きちんとそれを尊重していこうと。気持ちとしては、そういうことをうまく解決しつつ補完的な体制で、社会の中で技術と契約をベースにした新方式の住処があるようにしていくべきだろう。それで、そのために他のところ、あるいは政府機関での制度に関する議論を進めてもらいたい、こういうことは答申に何度か書かれていたと思います。

この中には権利者の方も入って、長い間議論させていただいていたわけで、そういう意味でコンテンツを尊重する、そのための制度ができることを望む、といった表現をずっと続けています。そのことが具体的に、新しい制度ができて、例えばコンテンツを楽しむ自由が損なわれていく方向に行くということではもちろんないわけですし、基本的にはその議論は、多分この前の前の前の前の答申ぐらいからその考え方、理念はずっとコンシステントですので、今回の表現で、「我々は」とか、さっきご指摘いただいたようなことで誤解があってはいけませんから、もし誤解があるような表現であればぜひ改めていただきたい

いのですが、考え方としてはそういうことではないでしょうか。

つまり、新方式が契約と技術でやっていく。そして、いわばレフトオーバー、その後でカバーできないことに関していろいろな制度的なことを補完し、検討していかなければならない。そして、対価の還元に関しても議論をずっとしております。ただし、補償金制度等についてはあちこちで議論する場が複数あります。いずれにせよここの会議の外ではありますけれども、基本的には対価の還元を求めていくという理念はあると思います。

それを前提にこの技術ができたという背景を、私は流れとしては持っており、そのことは、今日ご指摘いただいた点とずれていることはほとんどないと思うのですが、時間に関してだけはあります。したがって、こうした点が取りまとめ役としての、今までお伺いしていたことに対する私の意見ですが、何か違っている部分がありますでしょうか。

はい、どうぞ。

【椎名委員】 今、村井先生におっしゃっていただいた対価の還元、コンテンツへのリスペクトというのがやはりベーシックに流れていて、それでダビング10の話ができ、この新方式の話も延長線上にあるということが確認できて、非常にうれしく思います。

ややもすると、専門家同士が穴蔵で物事を決めるというようなときに、多分コンテンツへのリスペクトとかユーザーの利便性の確保とかいうところまで実際に言及されないままに、いろんなことが決まっていってしまうんだと思うんです。だからこそ、ステークホルダーがこぞって参加した会議は意味があったと思っていますので、そのことをこの委員会では大事にしていただきたいなと心から思います。

【村井主査】 ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【高橋委員】 異論というわけではなくて、ちょっと別の角度になるのですが、今日メーカーさんからのご意見がお聞きできないので、ぜひ教えていただきたいと思います。

ダビング10などのときには、生産ラインとの関係で、随分、いつ実現するかということにこだわられたと思うんですけども、今回こういう会議をしていらして、こういうお約束もしていらした中で、期限がずれてきている問題をどう考えておられるのか、実際の製品化をどういうふうにご考えておられるのかをお伺いしたいと思います。

最近の状況を見ていると、来年アナログ停波を実施するのであれば、年内には皆さんに地デジ対応の受信機を買ってほしいという願いが国としてもあったと思います。突然、エコポイントの点数が11月末をもって半減するというところで消費者があおられたわけですけれども、どこぞのテレビ局は、エコポイントはまだ半分持っているから駆け込めと

言い、実際に量販店に取材をしてみますと、エコポイントは11月末までに購入しても、発行原資がなくなったらエコポイントを請求しても国からおりないから、自分たちとしても非常に困っていると。これが表面化すると、納品が遅れでキャンセルが出ても仕方がない状況にもなっているという聞いております。

メーカーとしては、国の政策がそういう形に進むと考えていなかったもので、そうであればもっと生産を上げて11月、12月までに間に合わせるということもできたんだけどなんていう声も聞いているのですけれども、メーカーの中でも、AというメーカーとBというメーカーならすぐにエコポイント申請ができるが、C、D、Eに関しては全く在庫がないとかいうのが現状だそうで、消費者は今そういう目に遭っているということです。

エコポイントが3月までといっても、申請してもらえないかもしれないという現実の中を、何が真実が何なのかわからないままB-CAS方式の3波共用テレビを買い急がされている状況です。メーカーとしてはこの問題をどう考えたのかということと、誠意を持って考えれば、新方式が出るからB-CAS方式のテレビは生産ラインをとめていたのかなとか、そういうふうなことも考えてみるわけなんですけど、率直なところをお伺いしたいと思います。

【村井主査】 田胡さん、お願いします。

【田胡委員】 エコポイントにつきましては、10月にああいう発表があって、当然ながら、あの段階では生産の増量といいますか、増産はなかなか難しいということで、かような事態になったのではないかなと思います。やはり生産には2カ月から3カ月くらい、部品の発注からかかりますので、10月に発表して11月に増産というのはなかなか無理、それでも前倒しで全力でやっていますけど、かなりの積み残しが出てしまって、いわゆる受注残というやつが出てしまったのは現実であります。

そういう意味では、発表から生産まで、今回の新方式に関しましては開発の期間があります。それから、当然のことながら全国でやらないと、例えば東京でやっても、地方へ行ったら見られないというものは商品になりませんので、全国で放送の運用がいつ開始されるのか。こういったものがそろった上で物を発売することになります。

開発が何カ月かかるのかというのは、実は、今日の資料では技術方式の検討および特徴と、具体的な技術方式はどこにも書いていないので何ともコメントしようがないのですが、多分仕様が全部できてから、契約がありますけれども、6カ月強ぐらいかかるのかなと思います。まだ全然この中身を精査していませんので何とも言えませんが、そのぐらいの

タイムスパンがかかる。ソフトウェアの開発ですので、そのくらいは最低限かかるでしょう。とにかくいつ全国で始まるか、仕様がいつできるか、それから開発期間、こういうことになると思います。

それで、本日のプロセスなんですけど、13ページ目の下に矢印がかいてありまして、どういう手順でやるかは別としまして、「技術方式・運用規定の策定」の前の議論が本日の会議の位置づけではないかなと思っています。特に、我々メーカーとしましては技術方式の中身が知りたいわけで、当然ライセンスが入ってきますので、どういう中身かを早く知りたいのですが、新方式の技術的な中身に関しましては、少なくとも本日の資料にはあまり提示されていないのかなと思います。

この場でこういう特徴を持ったものをやりますよというものをご紹介して、具体的にはARIBのSTD及び技術資料（TR）案でと、それら策定前の位置づけが本日の会議ではないでしょうかと思っているのですが、どうなんですかね。

【土屋オブザーバー】 技術規格の改訂スケジュールについてはおっしゃるとおりです。

【田胡委員】 そうですよ。

【土屋オブザーバー】 はい。

【村井主査】 お預かりしている時間を過ぎてしまいました、ご意見がございましたら、伺っておきたいと思います。

それでは、今ご説明がありましたように、それから私からも先ほど少し取りまとめましたように、田胡さんのおっしゃったことはそのとおりだと思います。先ほどもご説明したように時間はあいてしまいましたけれども、技術方式と運用規定の内容。技術的な議論は、田胡さんのおっしゃったように前回までに詰めていた技術的な内容で、そしてこのSTD、TRということでの標準化をまとめることの準備が整ったと理解しております。前回いろいろ審議をして認めていただいた技術や契約の方向性を基に、早急に技術方式・運用規定は策定していただくということです。

それで今日、その中にライセンス発行・管理機関に関する考え方というのを最初にご説明していただいておりますが、先ほどの長田さんのお話、あるいはB-CASの体制との関係などは、技術方式が決まれば、今の田胡さんのお話のように、最終的に発行機関の役割その他が決まります。

一応、ライセンス発行・管理機関の組織論としての説明をいただきましたが、今日は議論していただく、あるいはそのご意見もありませんでしたので、これに関しての合意が得

られたということで進めるのはちょっと無理があると思います。この部分を置きまして、STD、TRの技術や契約の方向性はここでは認めていただいたということで、それに基づいて早急なプロセスを関係者にとっていただきたい。

それから、ライセンス発行・管理機関などの考え方に関しては、また改めて、本日いただいた意見を踏まえて、あるいはこれからのコメントをいただいて、放送事業者の方を中心に引き続き検討して、報告していただく。こういうことが今日の時点でできることかなと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【福田委員】 すいません。

【村井主査】 はい。

【福田委員】 放送事業者の団体ですので、ちょっと言いにくい部分がありますけれども、今おっしゃった部分は、田胡委員のことも含めまして、メーカーさんはこれから搭載されるかどうかについての確認をまだされていない状況であるということでしょうか。それとも、これに参加している以上は、搭載、開発を前提としているととらえてよろしいでしょうか。

それから放送事業者を中心にとりという部分は、私どもは、現在この新方式を採用するかどうかとは別問題として動いておりますので、この委員会でこの方向でよしということであれば、この方向に沿って新たな決定をしなければいけない立場にありますので、そういう意味では、具体化を進めてよろしいかどうかということも含めて主査のほうがお尋ねかどうかという確認をしたいんですけども。

【村井主査】 前段のところは……。

【福田委員】 メーカーさんのほうはこの技術基準を、細かい部分はあるけれども、全体として開発は、六、七カ月あるとしても、開発をする用意があつて、なおかつ、出てくれば搭載の意思があるというふうに受け取ってよろしいかということです。

【田胡委員】 搭載するかどうかは、商品企画といいますか、事業戦略そのものですので、この場で私が搭載するとか一切お答えできません。ただ、本当にいいものだったらメーカーは搭載します。以上です。

【村井主査】 技術そのものを議論しているところには、マーケットの問題、ベンダーとしての技術的な可能性の問題、こういったものを含めて前回の委員会でもお話をして、認めていただいていたと思いますので、今日認めていただきたいのは、今の方式、それから前回まで議論していた方式、STD、TRという技術、契約の方向性を認めていただい

たので、これに関する実現に向けて取り組んでいただきたいというのが私からのお願いです。

ただし、ライセンス発行・管理機関に関する基本的な考え方を今日ご説明いただきましたが、どなたからも発言がなく、B-CASとの関係ということでの懸念はあったと思いますが、前回この懸念も議論されましたし、今日も説明していただきましたが、これに関する時間が十分とれておりませんので。ですから、私の提案として、この件に関しましては引き続き放送事業者を中心に検討していただき、もう一度議論の場を設けていただきたいとお願いいたします。

というわけで、TR、STDに関しては早期実現に向けてのステップを始めていただきたい。そしてライセンス発行、これを動かす機関のあり方は今日ご説明いただきましたが、さらにご説明を重ね、あるいは事務局にそのチャンスをつくっていただきたい。いかがでしょうか。

【高橋委員】 よろしいですか。

【村井主査】 はい、どうぞ。

【高橋委員】 事務局にご質問ですけれども、非常に重要な局面で重要な話し合いをしているわけですが、議事録が公開されておられません。2008年6月開催の第41回までしか議事録がネット上で読めないんです。それ以降は配付資料しかないもので、ということが話し合われ、だれがどういう責任を持っているのかが国民にわかる形になっておりません。これはまずいのではないのでしょうか。

今どうしてそうなっているのかを教えてくださいたいです。

【新井コンテンツ振興課長】 今の議事録の件でございますけれども、当然この場はオープンでございますので、できるだけここで行われた議論というのはネット等で全面的に公開してまいりたいと思っておりますので、確認した上で可能な限りオープンな形で出したいと思っております。

【村井主査】 ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【長田委員】 今ほどの先生からのご提案のところ、今後議論の場をつくっていただけるということで確認はしますけれども、ただ、前回の中間答申に向けての議論の中でも、きちんと、いつ、何を、だれが、どうするのかをちゃんと公開していただいて、視聴者や消費者、国民が不信を持たない議論の過程をつくることとか、それからライセンス管理団体の設置のされ方についても、消費者、国民がどのように参加していくのかを明確化して

ほしいということが書かれていると思いますので、それをきちんと担保していただくためにも、どのくらいのタイミングでそういうことが、また次の機会を得ることができるのかを明確に示していただかないと、また1年後とかいうことになるのではないかとというぐらい不信感を持っていますので、それはきちんと事務局にも努力していただきながらやっていただきたいと思います。

【村井主査】 ありがとうございます。

私も、さっき椎名さんにご発言いただいたこの会議のとても重要な役割は、それぞれのステークホルダーといいますか、関係者の方が非常にたくさんの角度から多様に入ってきて、それで審査をしている、あるいはチェックをしている。願わくは、やはり透明であってほしいということでやって参りましたので、この場はきわめて貴重だと思います。

議論を尽くすこと、それがオープンであること、そしてステークホルダーが参加していただいていることは大変貴重ですので、改めまして、ぜひ皆さんに議論を、それからこの委員会が終わってからの事務局へのコメントもいただいた上で先へ進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、私からは以上でございます。事務局からいかがでしょうか。

【新井コンテンツ振興課長】 村井主査からも今お話がありましたとおり、今後につきましては進捗状況に応じまして本委員会を適宜開催し、先ほど長田委員からも速やかにとという話がありましたので、私どもからも、関係者に対して検討を加速するように働きかけた上で状況を聴取してまいりたいと思います。具体的な日程につきましては別途調整させていただきます。

【村井主査】 それでは、本日の会議を終了いたします。時間が押してしまい申しわけございませんでした。ありがとうございました。

以上